

# The two Gendainagonke Utaawase in Ruijuu Utaawase: Photographic Reproduction and Reprinting

Hironobu Hibino

## Abstract

"Chouryakuninen-Kugatsu-Jusannichi Gendainagonke Utaawase" and "Chouryakuninen-Fuyu Gendainagonke Utaawase" were two *utaawase* (waka poetry competitions), both held in 1038 at the homestead of Minamoto no Morofusa. These two Gendainagonke Utaawase were recorded in Volume 13 of "Nijukanbon Ruijuu Utaawase" (Ruijuu Utaawase in 20 volumes). Unfortunately, the original manuscripts of the two Gendainagonke Utaawase recorded in Ruijuu Utaawase have been missing for a long time, and the only extant copies are transcripts of the original manuscripts or descendants of there.

Until recently material on the two Gendainagonke Utaawase has been limited to search records made at the time when the original manuscripts which had not yet been lost of the two Gendainagonke Utaawase were designated as National Treasures in 1936, partial photographs of the original manuscripts owned by the Cultural Properties Protection Committee, and transcripts. Due to the limitations of the available materials, uncertainties regarding the two Gendainagonke Utaawase were inevitable. Scholars had long hoped for the original manuscripts to come to light.

This thesis is based on an examination of the original two Gendainagonke Utaawase recorded in Ruijuu Utaawase, to which the other was granted access. Examination of the original manuscripts enabled uncertainties in the search records and transcripts to be solved. It truly can be said that the original manuscripts have a great value as materials for the study of Japanese literature.

The original manuscripts are not simply valuable materials for the study of Japanese literature, these are valuable cultural properties in their own right as well. Dating back to the Heian period, they are priceless works of ancient art and have been

designated as Important Cultural Properties. It is unlikely that these manuscripts will be placed again in public view. In view of this and in order to more fully assist researchers in Japanese literature, the owner of the manuscripts has kindly permitted a photographic reproduction of the entire text of the manuscripts to be published in this thesis.

待春

左持

安子

┌ (第五紙)

ふる雪はきえあへすともよしのやま  
いつしかはるのかすみたゝなむ (一八)

右

左近

あつさゆみはるこそこひてまたれけ  
れ花に心のいれはなるへし (一九)

┌ (第六紙)

ふしことにちよをこめたるたけなれは  
かはらぬいろはも君そみるへき(四)

網代

左将 弁のめのと

あしろにてひをのみくらすうち人は  
としのよるをそなけかさりける(五)

右

ひをへつ、ちるもみちもこのさとは  
あしろによりてみるそうれしき(六)

叢

左勝 こせち

とふひともなきやまさとのまきのと  
あられのみこそうれしかりけれ(七)

右 宮内

ふりかゝるおとにおとろくあられ哉  
たひのやとりのいたやなれはか(八)

水

左勝 中将

風さむみとこさへさゆる冬のよはいけ  
のこほりもとけやますらん(九)

右 新衛門

おとはかはをちかた人もそてたれ  
てわたるはかりにこほりしにけり(一〇)

葦

左 弁のめのと

つづくにのなにはわたりはしらねとも  
あしぬしるしにたつねてそゆく(一一)

水鳥

左勝 なかつかさ

みつとりはかはへのかせとおもふらん  
おのかたちゐにさはくなみをも(一二)

右 新衛門

かはちかきやとのすみかはみつとりのた  
たちゐにつけてゆめそさめける(一三)

干野

左 五節

はなもみななれぬるのへにかはらぬは  
まねくをはなのこゝろなりけり(一四)

右

はる秋の花のをりにもまさりけりし  
もかれわたるのへのけしきは(一五)

鷹狩

左勝 弁のめのと

みかりの、たかくきこゆるす、のおとに  
しのふるきしをおもひこそやれ(一六)

右 宮内

はしたかのとふをのす、のおとすなり  
野へのき、すはたつそれもあらし(一七)

左勝

かのみこそまきれさりければつしもの  
あしたのはらのしらきくのはな (一一)

右 のりちか

むはたまのくろかみなからとしふれは  
きくのあたりのなつかしきかな (一二)

秋田

左持

さなへよりほにいつるまでまもる  
たをかりにのみこそ人はみえけれ (一三)

右 よりいへ

あきのたになみよるいねはやまかはに  
みつひきうへしさなへなりけり (一四)

紅葉

左

たつねつるころのまに<sup>ママ</sup>いりにけりもみ  
みちの色<sup>ママ</sup>のふかきやまへに (一五)

右勝 むねなか

風ふけはそらにくれなるみちぬめり  
いか許なるやまのもみちそ (一六)

鳶

左

しらくもにやとかりかねのきこゆるは  
たひのそらよりゆけはなりけり (一七)

右 よしきよ

おとつれぬたひのなきかなかりかねの  
ゆきか<sup>ママ</sup>ふくもち<sup>ママ</sup>はるかなれとも (一八)

鹿

左

つまこひて秋の夜ふかくな<sup>ママ</sup>くしかの  
こゑには人もいやはねらる、 (一九)

右 のりしけ

いつかたとき、こそわかねざよふけて  
たちともしらぬしかのねなれは (二〇)

「(第三紙)

同大納言家歌合 十番 一日之内合敷

越薇 小忌敷

左勝

としをへてひかけにみれとをみころも  
すりめ<sup>ママ</sup>ことにもめつらしきかな (二一)

右 新衛門

きてなる、<sup>とき</sup>ことはな<sup>ママ</sup>けれどをみころも  
ゆき<sup>ママ</sup>すりに<sup>め</sup>みてとし<sup>ママ</sup>そへ<sup>ママ</sup>にける (二二)

竹

左 なかつかさ

としふれといろもかはらぬくれたけの  
ふしにもちよをこめてけるかな (二三)

右勝

左近

【翻刻】

翻刻に際しては以下のような方針とした。

- 一、漢字・仮名の別、仮名遣い、改行などは、全て底本のままとした。
- 一、異体字は概ね通行の字体に改めた。
- 一、見せ消子については、その文字に重ねて||を付した。
- 一、歌の末尾には（ ）に入れて『新編国歌大観』番号を記した。
- 一、料紙の継ぎ目には、その料紙の最終行に「」を付した。
- 一、底本に衍字・脱字などが認められる箇所には（ママ）とした。

源大納言家歌合 長暦二年九月十三日 師房

秋夜月

左

のとかにもみゆるそらかなくもはれて  
いることやすき秋の夜の月（一）

右

ためよしの朝臣

おほそらにつきのひかりのあかき夜は  
まきのいたともさゝれさりけり（二）

秋風

左

をきのはにふきすきてゆく秋風の  
また、かさとおとるかすらん（三）

右

ためよしの朝臣

あきふかくなりゆくまゝに風のおとの  
こすゑにたかくふきもゆくかな（四）

露

左

しらつゆをおきつるまゝにみわたせは  
ぬきにぬきてもにたるたまかな（五）

右勝

ちかのり

秋の野はをるへきはなもなかりけり  
こほれてちらむつゆのをしさに（六）

霧

左勝

みわたせはゝるかにみゆるかはきりの  
ふかきあきにもなりにけるかな（七）

右

よりさね

花みむとしめしかひなくあきゝりのあし  
たのはらにたちわたりぬる（八）

薄

左

らうせん

はなすゝきまねくはつねのことなれと  
ゆきすきかたきあきのゝへかな（九）

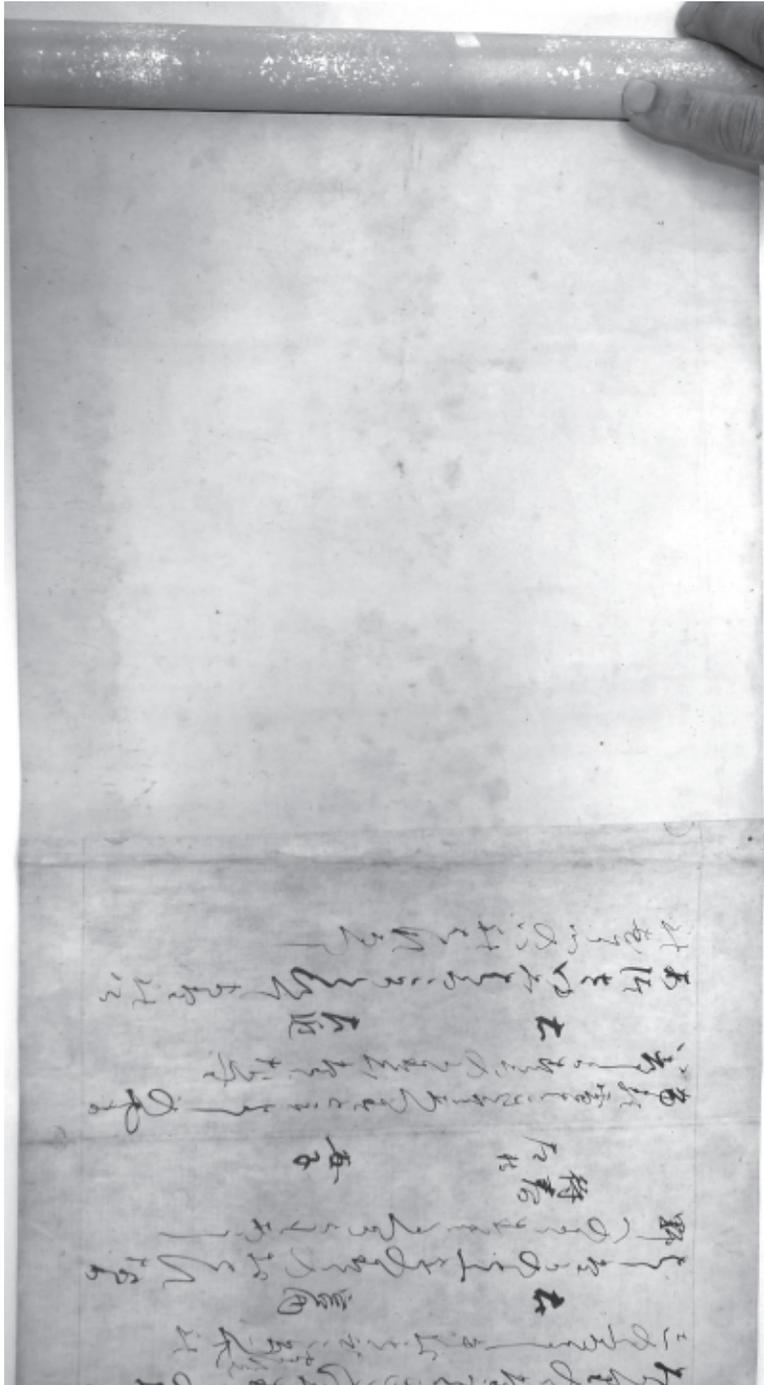
右勝

つねひら

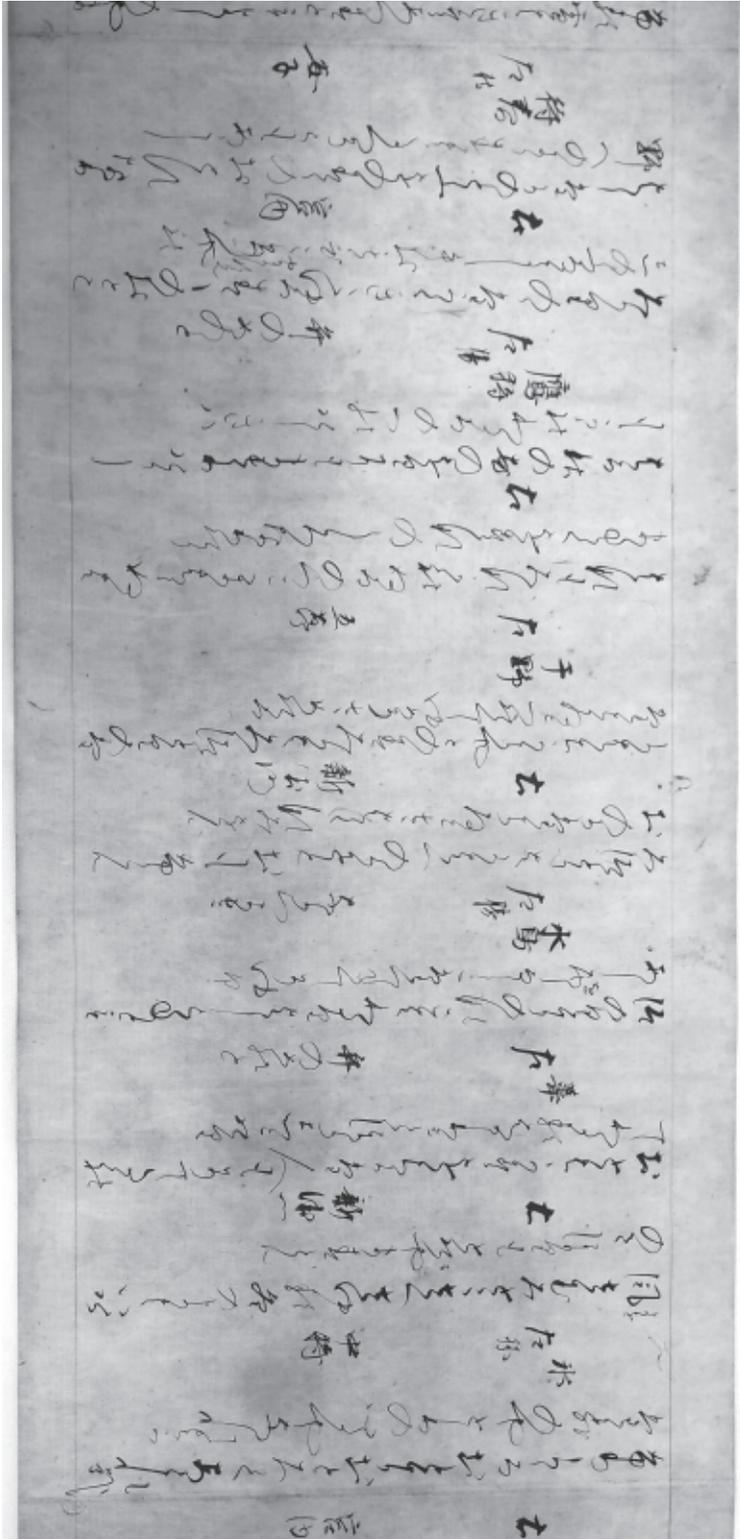
さためなき風しふかすは花すゝき  
心となひくかたはみてまし（一〇）

菊

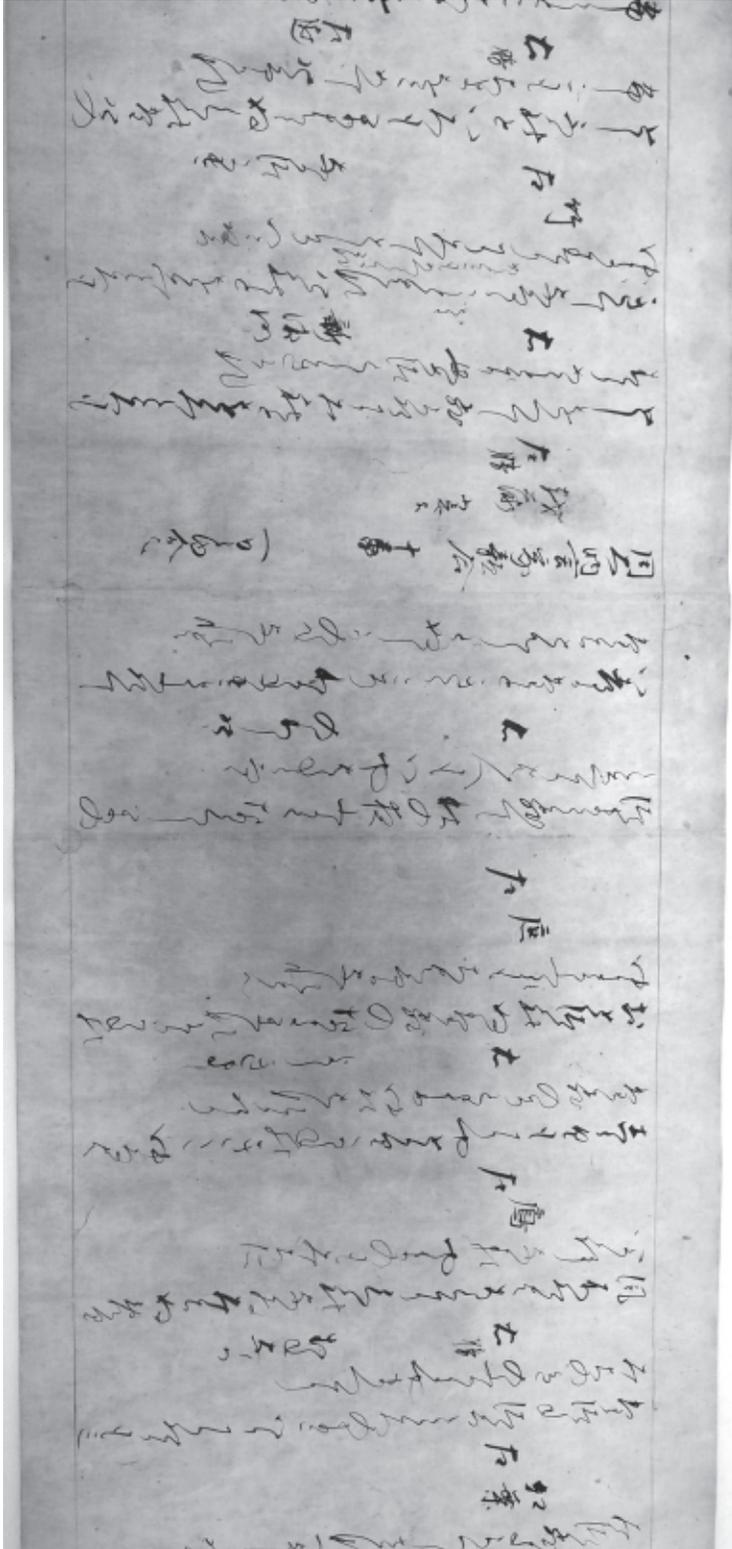
「（第一紙）



+











二十巻本の価値は今更述べるまでもなからう。

国文学的資料としてのみならず、文化財としても貴重な存在であり、今後、容易に披見できる性質のものではない。この点を鑑み、広く研究者の便宜を図るべく、所蔵者のご理解を得て全文を写真版で掲載させていただくこととなった。

ご高配下されたご所蔵者に衷心より御礼申し上げます。

(注)

(1) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成 三』(昭和三十二年 私家版) ↓ 昭和六十二年復刊 同朋社) ↓ 『平安朝歌合大成 増補新訂二』(平成七年 同朋舎出版)

(2) 堀部正二氏『纂輯類聚歌合とその研究』(昭和二十年 美術書院) ↓ 昭和四十二年 大学堂書店)

(3) 冷泉家時雨亭叢書第四十九卷『歌合集 百首歌集』(平成十四年朝日新聞社)。「七種歌合」として紹介され、民部卿家歌合・一条大納言家歌合・一条大納言家石名取歌合・堀河中納言家歌合・故小野宮右衛門督齊敏君達歌合・謎歌合・源大納言家歌合の七種が収められている。

(4) 「七通歌合」として、民部卿家歌合・一条大納言家歌合・一条大納言家石名取歌合・堀河中納言家歌合・故小野宮右衛門督齊敏君達歌合・謎歌合・源大納言家歌合・同大納言家歌合の八種が収められており、これを「七通歌合」としたのは、(3) 解題で、故小野宮右衛門督齊敏君達歌合と謎歌合とを「一続きとしたせいであろう」との推測がなされている。

(5) 都合により、伝来・所蔵に関わる事柄の記述は避けるために、箱・

付属物・表紙などについては省略に従ったことをお断りしておく。

(6) 久曾神昇氏『書道全集 第十四巻』解説(昭和四十一年二月 平凡社)

(7) 『大成』の用語による。

(8) ただし、現状では元来二十巻本には施されていない金銀箔散らし料紙での裏打ちがなされており、改装の際に一〜二行程度、切り詰められている可能性も皆無ではない。

(9) 字形より推すに「に(仁)」とあるべきであろう。

みて差支えなからう。

### 三

二十卷本により、これまでに問題視されてきた箇所を含めて、その本文について触れておこう。

長暦二年九月歌合の本文について、『大成』では、

歌15の「たつねつるこ、ろのまに」が、果たして重点を脱して  
たものであるか、歌16の「やまのみちに」は、廿卷本に「やま  
のみちそ」とあった「そ(所)」を「に(爾)」と誤ったもので  
はないかなどという疑問が残るわけである。但し、15の「もみみ  
ち」の衍字「み」は、前田家本によって行末改行の衍であること  
が明らかに知られるので問題はない。

とする。一五番歌二句「こころのまに」は二十卷本にも「こ、ろのま  
に」とあり、この誤脱を踏襲したものであった。また、「もみみち」も、  
二十卷本の衍字である。一六番歌五句「やまのみちに」は、推測さ  
れていた通り、二十卷本では「やまのみちそ(所)」となっている。  
長暦二年冬歌合の本文については、まず、標題の下に「一日之内合  
之」のようにあるとされていた点であるが、二十卷本では「一日之内  
合歟」のようによめる。二十卷本類聚歌合十三巻の目録には「月 日  
当日合之」とあり、当座の歌合であろうかとの注記ということになら  
う。

一番「越薇」の題の下の注記は、「小忌云」ではなく「小忌歟」の  
ようにある。『大成』では本文校異に

越薇―をみトヨム、脚ニ「小忌云」ト註廿(小忌歟と註カ。七通

二十卷本源大納言家歌合(二種)影印と翻刻

歌合本二モ小忌歟朴)

とあるが、その推察通りであった。

あとは『大成』の翻刻通りで問題なからうが、二番歌の下句の傍注  
は、「ゆきすりにみてとしそへにける」とある。『大成』には「ゆきす  
りにみて年を経にける」を本文として掲げ、本文校異では

私二本行ノゆきヲ生カス。本来ハゆきをミセケチニセズすりめこ  
とにもめつらしきかなト並列スベシ

としているが「ゆき」の傍点を本行の見セ消チととられたのであろう。  
むしろ、これは傍記であり、傍記すべき異文としては「ゆき」は無い  
という意であろう。おそらくは、一番歌の「れとをみなへし」とい  
う字句の類似に引かれての誤写などを受けての傍記化が、異文のよう  
に残ったのであり、二十卷本以前の誤りが原因であろう。ちなみに本  
行の見セ消チの例としては、一六番歌四句「あしろしるしに」の「ろ」  
に施されているのを見ることができ。

八番歌三句の「あられ」は、『大成』の校異では二十卷本に「あはれ」  
とあるように示されている。尊経閣文庫本では「あはれ」のようによ  
めるが、二十卷本では正しく「あられ」とよめる。

なお、一〇番歌初句「おとはかは」、一四番歌四句「まねくをはなの」、  
一八番歌四句「いつしかはるの」の「は」は「す(春)」のようによ  
よめる字形であるが、歌意や他の「す」の字形からは、従来通り「は」  
とよむべきであろう。また、一六番歌五句「おもひこそやれ」の「そ」  
は、重書がなされている。

他にも研究の深化によって問題は浮上するであろうが、いずれにせ  
よ、転写本や部分的な写真にのみ拠ってきたこの二度の歌合における、

機会をお与えただいた。

当該本は縦二六・五センチの卷子装一巻に「源大納言家歌合」（長暦二年九月）と「同大納言家歌合」（長暦二年冬）とを収める。六紙からなり、第一紙から第三紙が「源大納言家歌合」（以下、長暦二年九月歌合と称する）、第四紙から第六紙が「同大納言家歌合」（以下、長暦二年冬歌合と称する）にあたる。第一紙四四・二センチ、第二紙五二・五センチ、第三紙一一・〇センチ、第四紙五三・五センチ、第五紙五五・三センチ、第六紙九センチで、本文は二二五・五センチ。さらに二五・三センチの継紙を施しており、料紙の全長二五〇・八センチ<sup>5)</sup>。

この二度の歌合が合わせて一巻に書写されていることについては、堀部氏が長暦二年九月歌合について「今一度の源大納言家歌合（後述七（稿者注・長暦二年冬歌合）と連続して全長七尺四寸六分の一巻となつてゐる」、長暦二年冬歌合について「先の長暦二年の同家歌合の次に一行程の余白をおいて連続書写された一巻である。その精密な摸本が前田侯爵家に蔵せられてゐる」とされる。しかし、二十巻本では料紙を異にしており、「一行程の余白をおいて連続書写」しているわけではない。尊経閣文庫蔵本（前田侯爵家本）は、長暦二年九月歌合の後、一行程の空白をおいて長暦二年冬歌合が「連続書写」されており、この指摘は、尊経閣文庫蔵本に当てはまるものである。また、萩谷氏も長暦二年冬歌合について「長暦二年九月十三日歌合に僅か一行の空白をおいて、同紙に連続書写されて居り（後略）」とされるが、堀部氏の記述に引かれながら、尊経閣文庫蔵本の書写形態をもつて二十巻本に適用されたのであろう。なお、久曾神昇氏<sup>6)</sup>も長暦二年九月歌合について「ほかの源大納言家歌合とともに一巻をなし、全長七尺

四寸六分で、この歌合は三尺八寸五分ほどである」とされるが、他に記載のない長暦二年冬歌合のみの寸法がなされている点から、実見の上で記述された可能性もあろうか。

料紙は堀部氏分類の（A）種、萩谷朴氏分類のB野で、上部二・〇センチ、下部二・四センチにそれぞれ罫線が一本ずつ引かれている。筆跡は堀部氏分類の第一類、萩谷氏分類の第一種甲類にあたる。料紙の継ぎ目下部に、墨丸の継ぎ目印を押すのは後代の所作である。

後半に位置する長暦二年冬歌合は、二十巻本類聚歌合目録では、長久二年四月歌合の次に記されているが、和歌合抄目録では長暦二年九月歌合の次、長久二年四月歌合の前に移動すべき「ワリツケ記号」<sup>7)</sup>が付されている。すなわち、元来、長暦二年九月歌合の次いで位置すべきものであった。この二歌合が接続して存しているのは、二十巻本の作成当初の姿を留めているものと考えて差し支えなからう。長暦二年冬歌合が「同大納言家歌合」と題されており、披講年月日も記されていないことから、この二度の歌合を切り離してしまうと「同大納言家歌合」は詳細不明と成らざるを得ない。二度一巻のまま伝承されてきたことは幸いである。尊経閣文庫蔵本は、宝永三年年（一七〇六）に前田綱紀が二十巻本を精密に書写させたものであるが、その時点では既に、現状のような形態となつていたものと考えられる。

ついでにいえば、冷泉家時雨亭文庫蔵本は長暦二年九月歌合のみで、長暦二年冬歌合の伝存は確認されていない。しかし、二十巻本の現状、尊経閣文庫蔵本の在り方から考えるに、やはり冷泉家時雨亭文庫蔵本は、長暦二年九月歌合と長暦二年冬歌合とが連続して書写されており、書陵部蔵「七通歌合」本転写の後、長暦二年冬歌合が失われたものと

## 二十卷本源大納言家歌合（二種）影印と翻刻

日比野 浩 信

### 一

長暦二年九月十三日源大納言家歌合は、源師房の家で催された撰歌合。長暦二年は西暦一〇三八年。頼実集には、八月に行う予定が延期されて九月に行われたこと、それに伴って「萩」題が「紅葉」題に入れ替えられたこと、九人の男女が作者として召された事などが記されている。現存本によれば、秋夜月・秋風・露・霧・薄・菊・秋田・紅葉・鴈・鹿の十題。歌人は為善・親範・頼実・経衡・頼家・棟仲・義清・教成ら男性と、少将乳母・侍従乳母といった女房で十名を数える。二十卷本類聚歌合の目録によれば、その巻十三に収められていたこともわかるが、長らく所在不明とされてきた。萩谷朴氏『平安朝歌合大成』<sup>①</sup>（以下、『大成』）では、九番歌上句までは文化財保護委員会所蔵の写真に拠り、以下は堀部正二氏『纂輯類聚歌合とその研究』<sup>②</sup>（以下、『研究』）所収本文に依拠しているが、これも、昭和十一年の国宝指定当時の調査ノートを元にしたものといい、元本を披見・調査されたものではない。『新編国歌大観』（以下、『大観』）では、二十卷本を字形に至るまで忠実に書写した尊経閣文庫蔵本を底本として翻刻されている。他の伝本に、やはり二十卷本から直接転写したと思しき冷泉家時雨亭文庫蔵本<sup>③</sup>、さらにこれを転写した宮内庁書陵部蔵本<sup>④</sup>があり、これ

らの末流伝本に群書類従本がある。

また、長暦二年冬源大納言家歌合も、同じく師房によって催された。題は越薇（小忌）・竹・網代・霰・氷・葦・水鳥・干野・鷹狩・待春の十題。歌人は中務・弁乳母・五節・中将・安子・新衛門・左近・宮内といった女房達である。この歌合も二十卷本類聚歌合の目録によれば、巻十三に所収されていたものであった。が、これもまた、その所在は不明であった。『大成』では、後半部（一〇番歌第三句末尾以降）は文化財保護委員会所蔵の写真に拠り、写真にない前半部はやはり『研究』所収本文に依拠していること、『大観』では二十卷本の忠実な転写本たる尊経閣文庫蔵本を底本としていることについても、長暦二年九月歌合と同様の措置が取られている。他の伝本に宮内庁書陵部蔵本、群書類従本がある点も同様である。

いずれにせよ、共に二十卷本類聚歌合所収の歌合であり、その存在が知られていただけに、忠実な転写本が存しているとはいえず、二十卷本そのものの本文が確認できないのは、隔靴搔痒の感が否めなかったのは事実である。

### 二

この二度の源大納言家歌合の二十卷本原本について、調査・撮影の